



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 8月20日金曜日 第1585号

◇ 目 次 ◇

| | |
|-------------------------------|-----|
| 医療機関の指定..... | 877 |
| 施術機関の指定..... | 877 |
| 指定医療機関の所在地名の変更..... | 877 |
| 指定医療機関の名称の変更..... | 878 |
| 指定医療機関の廃止の届出..... | 878 |
| 介護機関（居宅介護事業者）の指定..... | 878 |
| 介護機関（居宅介護支援事業者）の指定..... | 879 |
| 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（3件）..... | 879 |
| 指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更（2件）..... | 880 |
| 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出..... | 881 |
| 指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出..... | 881 |
| 大規模小売店舗の新設の届出の概要等（3件）..... | 882 |
| 大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... | 884 |
| 地籍調査の成果の認証..... | 884 |
| 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... | 884 |
| 解除予定保安林にする旨の通知..... | 884 |
| 建設業者の許可の取消し..... | 885 |
| 道路の区域変更（県道広田双海線）..... | 885 |
| 道路の供用開始（ " ）..... | 885 |

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 886

告 示

○愛媛県告示第1762号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成16年 8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1764号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関の所在地名が、次のように変更された。

平成16年 8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 医療機関の名称 | 開設者の氏名 又は名称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|------------------------|------------------------|--------------------|----------------|
| みゆき薬局 | 南予調剤株式会社 | 宇和島市御幸町二丁目1-13 | 平成16年 8月1日 |
| 阿部内科クリニック | 阿 部 恒 一 | 新居浜市大生院1038-5 | 平成16年 8月1日 |
| 明屋敷診療所 | 新居浜医療生活協同組合 | 西条市大師町182番地 | 平成16年 7月1日 |
| 新居浜市医師会 内科小児科急患センター | 社団法人新居浜市医師会 | 新居浜市庄内町四丁目7番17号 | 平成15年 12月1日 |
| 医療法人昇竜会 大西泌尿器科クリニック | 医療法人昇竜会 大西泌尿器科クリニック | 四国中央市中曾根町366番地1 | 平成16年 6月1日 |
| 藤堂歯科医院 | 藤 堂 眞 | 西予市宇和町卯之町五丁目300番地 | 平成16年 1月7日 |
| メディコ21薬局・宇和店 | 株式会社メディコ・二十一 | 西予市宇和町卯之町五丁目263-1 | 平成16年 7月1日 |
| おだクリニック | 織 田 英 昭 | 西予市宇和町卯之町五丁目313番地6 | 平成16年 8月1日 |

○愛媛県告示第1763号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成16年 8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 施術機関の名称 | 開設者の氏名 又は名称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------|----------------|----------------|---------------|
| おぐら接骨院 | 小 倉 忠 明 | 温泉郡川内町南方1844-3 | 平成16年 7月1日 |

| 医療機関の名称 | 開設者の氏名 又は名称 | 所 在 地 名 | | 変 更 年 月 日 |
|---------|----------------|-------------------|----------------|-------------|
| | | 旧 | 新 | |
| 古川医院 | 医療法人古川医院 | 喜多郡内子町内子甲1264番地 | 喜多郡内子町内子2256番地 | 平成15年 5月 2日 |
| 町田医院 | 町 田 久 | 喜多郡内子町大字内子甲1449-1 | 喜多郡内子町内子2314番地 | 平成15年 5月 2日 |
| 麻住歯科医院 | 麻 住 泰 磨 | 喜多郡内子町大字内子甲1132 | 喜多郡内子町内子2149番地 | 平成15年 5月 2日 |
| 吉岡英歯科 | 吉 岡 英 敏 | 喜多郡内子町大字内子甲1053-6 | 喜多郡内子町内子1905番地 | 平成15年 5月 2日 |

| | | | | |
|----------|------------|-------------------------|------------------------|-------------|
| 高橋歯科医院 | 医療法人高橋歯科医院 | 喜多郡内子町大字内子甲22 97番地 | 喜多郡内子町内子1571番地 | 平成15年 5月 2日 |
| 武岡歯科医院 | 武 岡 元 就 | 喜多郡内子町大字内子甲14 76番地 3 | 喜多郡内子町内子2545番地 | 平成15年 5月 2日 |
| 調剤薬局あさひ堂 | 森 並 隆 幸 | 喜多郡内子町内子甲1288 - 1 | 喜多郡内子町内子2254番地 | 平成15年 5月 2日 |
| 藤崎薬局 | 藤 崎 尚 実 | 喜多郡内子町内子甲1080 | 喜多郡内子町内子1936 | 平成15年 5月 7日 |
| 愛媛県立三島病院 | 愛 媛 県 | 伊予三島市中之庄町1684番 地の 2 | 四国中央市中之庄町1684番 地の 2 | 平成16年 4月 1日 |

○愛媛県告示第1765号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成16年 8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 医 療 機 関 の 名 称 | | 開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称 | 所 在 地 | 変 更 年 月 日 |
|---------------|----------|------------------------|------------------------|-------------|
| 旧 | 新 | | | |
| 愛媛県立伊予三島病院 | 愛媛県立三島病院 | 愛 媛 県 | 四国中央市中之庄町1684番 地の 2 | 平成16年 4月 1日 |

○愛媛県告示第1766号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年 8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 医療機関の名称 | 開設者の氏名 又 は 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|----------------------------|-------------------|---------------------|-----------------|
| 麻住歯科医院 | 麻 住 泰 磨 | 喜多郡内子町内子2149 番地 | 平成16年 7月11日 |
| 新居浜市医師会 内科小児科急患 センター | 社団法人新居浜 市医師会 | 新居浜市庄内町四丁目 7番54号 | 平成15年 12月 1日 |

| | | | |
|-----------------|----------------------------|------------------------|-----------------|
| 生 田 医 院 | 生 田 三 郎 | 新居浜市中西町15 - 15 | 平成16年 8月 1日 |
| 星 加 医 院 | 星 加 吉 久 | 西条市大師町182番地 | 平成16年 6月30日 |
| 大西泌尿器科ク リニック | 医療法人昇竜会 大西泌尿器科ク リニック | 四国中央市下相町434 番地 1 | 平成16年 6月 1日 |
| 藤堂歯科医院 | 藤 堂 眞 | 西予市宇和町卯之町五 丁目438番地 | 平成16年 1月 7日 |
| 三好内科医院 | 三 好 高 | 東宇和郡宇和町久枝 1 の258の 1 | 平成15年 11月 1日 |
| 下泊診療所 | 永 井 彰 | 西宇和郡三瓶町大字下 泊694 | 平成15年 4月 1日 |

○愛媛県告示第1767号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成16年 8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 介 護 機 関 （ 居 宅 介 護 事 業 者 ） 名 | 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 | 居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所 | | 指 定 年 月 日 |
|-----------------------------------|-----------------------|------------------------------|----------------------------|-------------|
| | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 株式会社悠遊社 | 松山市余戸南二丁目24番38 号 | 株式会社悠遊社小田事業所 | 上浮穴郡小田町大字本川24 24 - 1 | 平成16年 7月 6日 |
| 株式会社コムスン | 東京都港区六本木六丁目10 番 1号 | 株式会社コムスンほないケ アセンター | 西宇和郡保内町宮内 1 番耕 地276番地 1 | 平成16年 6月 3日 |
| 有限会社介護サービスゆう | 北宇和郡広見町永野市469 | 介護サービスゆう指定通所 介護事業所 | 北宇和郡広見町大字奈良37 68番地 3 | 平成16年 6月30日 |
| 有限会社介護サービスゆう | 北宇和郡広見町永野市469 | 介護サービスゆう指定痴呆 対応型共同生活介護事業所 | 北宇和郡広見町大字奈良37 68番地 3 | 平成16年 6月30日 |

| | | | | |
|---------------|------------------|--------------------|------------------|------------|
| 有限会社介護サービス菜の花 | 松山市石手四丁目4番7号 | 有限会社介護サービス菜の花 | 宇和島市新田町四丁目2番5-3 | 平成16年6月28日 |
| 有限会社ホームケア・アベ | 宇和島市和霊元町四丁目1番12号 | デイサービスセンターきくぞの | 宇和島市和霊元町四丁目1番12号 | 平成16年6月23日 |
| 株式会社悠遊社 | 松山市余戸南二丁目24番38号 | 株式会社悠遊社宇和島事業所 | 宇和島市榊形町二丁目2番14号 | 平成16年6月30日 |
| 有限会社なごみ | 宇和島市保田甲360番地3 | なごみ | 宇和島市保田甲360番地3 | 平成16年6月30日 |
| 新居浜医療生活協同組合 | 新居浜市新田町一丁目9番9号 | 明屋敷診療所 | 西条市大師町182番地 | 平成16年7月1日 |
| 有限会社介護サービス友 | 新居浜市本郷二丁目1番5号 | 有限会社介護サービス友訪問介護事業所 | 新居浜市本郷二丁目1番5号 | 平成16年7月26日 |
| 株式会社コムスン | 東京都港区六本木六丁目10番1号 | 株式会社コムスン中予ケアセンター | 伊予市米湊975-1 | 平成16年6月3日 |
| 有限会社たちばな | 伊予市灘町136番地2 | デイサービスセンターたちばな | 伊予市灘町136番地2 | 平成16年7月12日 |
| 有限会社田窪若草ヘルパー | 西予市明浜町高山甲1310番地 | 有限会社田窪若草ヘルパー | 西予市明浜町高山甲1310番地 | 平成16年7月16日 |

○愛媛県告示第1768号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成16年8月20日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関（居宅介護支援事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護支援事業を行う事業所 | | 指定年月日 |
|--------------------|-----------------|--------------------|-----------------|------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 株式会社悠遊社 | 松山市余戸南二丁目24番38号 | 株式会社悠遊社小田事業所 | 上浮穴郡小田町大字本川24-1 | 平成16年7月6日 |
| 株式会社ニチイ学館 | 東京都千代田区神田駿河台2-9 | アイリスケアセンター今治 | 今治市北日吉町1-3-2 | 平成16年6月30日 |
| 株式会社悠遊社 | 松山市余戸南二丁目24番38号 | 株式会社悠遊社宇和島事業所 | 宇和島市榊形町二丁目2番14号 | 平成16年6月30日 |
| 有限会社なごみ | 宇和島市保田甲360番地3 | なごみ | 宇和島市保田甲360番地3 | 平成16年6月30日 |
| 有限会社介護サービス友 | 新居浜市本郷二丁目1番5号 | 有限会社介護サービス友 | 新居浜市本郷二丁目1番5号 | 平成16年7月26日 |
| 有限会社たちばな | 伊予市灘町136番地2 | 居宅介護支援事業所ハートフルたちばな | 伊予市灘町136番地2 | 平成16年7月12日 |

○愛媛県告示第1769号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成16年8月20日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関（居宅の 介護事業者）の 名称 | 主たる事務所の 所在地 | 居宅介護事業を行う事業所 | | 変更年月日 |
|---------------------------|-------------------------|-----------------------|--------------------------------|-------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 有限会社八幡浜看護婦家政 婦紹介所 | 八幡浜市大字大平1番耕地 782番地20 | えひめヘルパー派遣センタ ー | (変更後) 喜多郡内子町大字内子丙18 番地17 | 平成13年11月10日 |
| | | | (変更前) 喜多郡内子町知清544 | |
| 有限会社ホームケア・アベ | 宇和島市和霊元町4-1- 2 | ホームケア・アベ訪問介護 事業所 | (変更後) 宇和島市和霊元町4-1- 2 | 平成16年6月10日 |
| | | | (変更前) 宇和島市北新町1581-3 | |
| 有限会社ホームケア・アベ | 宇和島市和霊元町4-1- 2 | ホームケア・アベ福祉用具 貸与事業所 | (変更後) 宇和島市和霊元町4-1- 2 | 平成16年6月10日 |
| | | | (変更前) 宇和島市北新町1581-3 | |
| 愛媛医療生活協同組合 | 松山市中村三丁目1-1 | 若水在宅ケアステーション | (変更後) 新居浜市若水町一丁目7番 45号 | 平成13年12月20日 |
| | | | (変更前) 新居浜市若水町一丁目7番 51号 | |
| 有限会社キャンパス | 西条市氷見丙1260番地2 | 訪問看護ステーションおれ んじ | (変更後) 西条市神拝甲618番地1 | 平成16年5月26日 |
| | | | (変更前) 西条市氷見丙1260番地2 | |

○愛媛県告示第1770号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成16年8月20日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関（居宅の 介護事業者）の 名称 | 主たる事務所の 所在地 | 居宅介護事業を行う事業所 | | 変更年月日 |
|---------------------------|---------------------------------|--------------------|---------------------|------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 社会福祉法人宇和町社会福 祉施設協会 | (変更後) 西予市宇和町久枝甲1434- 1 | 福祉の里デイサービスセン ター | 西予市宇和町久枝甲1442- 1 | 平成12年5月30日 |
| | (変更前) 東宇和郡宇和町大字卯之町 一丁目245 | | | |
| 社会福祉法人宇和町社会福 祉施設協会 | (変更後) 西予市宇和町久枝甲1434- 1 | 游の里デイサービスセンタ ー | 西予市宇和町明間6125 | 平成12年5月30日 |
| | (変更前) 東宇和郡宇和町大字卯之町 一丁目245 | | | |

○愛媛県告示第1771号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成16年8月20日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関（居宅の 介護事業者）の 名称 | 主たる事務所の 所在地 | 居宅介護事業を行う事業所 | | 変更年月日 |
|---------------------------|----------------|-----------------------|---------------------|-------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 愛媛医療生活協同組合 | 松山市中村三丁目1-1 | (変更後) 若水在宅ケアステーション | 新居浜市若水町一丁目7番 45号 | 平成13年12月20日 |
| | | (変更前) 在宅ケアステーション若水 | | |

○愛媛県告示第1772号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護

支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成16年8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 介護機関（居宅介護支援事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護支援事業を行う事業所 | | 変更年月日 |
|--------------------|---------------|----------------|------------------------|------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 有限会社ホームケア・アベ | 宇和島市和霊元町4-1-2 | 有限会社ホームケア・アベ | (変更後) 宇和島市和霊元町4-1-2 | 平成16年6月10日 |
| | | | (変更前) 宇和島市北新町1581-3 | |

○愛媛県告示第1773号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成16年8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 介護機関（居宅介護支援事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護支援事業を行う事業所 | | 変更年月日 |
|--------------------|-----------------------------|----------------|----------------|------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会 | (変更後) 西予市宇和町久枝甲1434-1 | 游の里デイサービスセンター | 西予市宇和町明間6125 | 平成12年5月30日 |
| | (変更前) 東宇和郡宇和町大字卯之町一丁目245 | | | |
| 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会 | (変更後) 西予市宇和町久枝甲1434-1 | 宇和町在宅介護支援センター | 西予市宇和町久枝1442-1 | 平成12年5月30日 |
| | (変更前) 東宇和郡宇和町大字卯之町一丁目245 | | | |

○愛媛県告示第1774号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 介護機関（居宅介護事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 廃止に係る居宅介護事業を行う事業所 | | 廃止年月日 |
|------------------|--------------------------|-------------------|------------------|-------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 有限会社クリフ | 松山市南白水二丁目7番地4 | おだ調剤薬局 | 上浮穴郡小田町大字町村116番地 | 平成12年10月2日 |
| 宝来憲一 | 喜多郡内子町大字内子甲1101 | 宝来医院 | 喜多郡内子町大字内子甲1101 | 平成13年7月1日 |
| 星加吉久 | 西条市大師町182番地 | 星加医院 | 西条市大師町182番地 | 平成16年6月30日 |
| 豊嶋 穰 | 西予市宇和町卯之町坂戸160番地 | 豊嶋医院 | 西予市宇和町卯之町坂戸160番地 | 平成10年2月9日 |
| ワタキューセイモア株式会社 | 京都府綴喜郡井手町大字多賀小字茶臼塚12番地の2 | ワタキュー薬局宇和町 | 西予市宇和町卯之町5-241-1 | 平成13年12月31日 |

○愛媛県告示第1775号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年8月20日

| 介護機関（居宅介護支援事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所 | | 廃止年月日 |
|--------------------|-------------------|---------------------|-------------------|------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 瀬戸町 | 西宇和郡瀬戸町三机乙3003番地6 | 瀬戸町福祉課 | 西宇和郡瀬戸町三机乙3003番地6 | 平成15年8月31日 |

○愛媛県告示第1776号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労働課並びに東予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
パルティ・フジ東予A
東予市周布 715 番 1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
有限会社イースト開発
東予市三津屋東 1 番 5
代表取締役 森川勝利
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社フジ
松山市宮西一丁目 2 番 1 号
代表取締役 時任紀邦
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成17年3月30日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,980平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
270台
イ 駐輪場の収容台数
140台
ウ 荷さばき施設の面積
620平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
113立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時45分から午後10時15分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成16年7月29日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労働課並びに東予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1777号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労働課並びに東予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
パルティ・フジ東予B
東予市周布 713 番 1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
有限会社イースト開発
東予市三津屋東 1 番 5
代表取締役 森川勝利
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フジ

松山市宮西一丁目2番1号

代表取締役 時任紀邦

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成17年3月30日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,250平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数
155台
- イ 駐輪場の収容台数
60台
- ウ 荷さばき施設の面積
121平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
16立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後12時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時45分から午前0時15分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口3箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成16年7月29日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1778号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年8月20日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ東予パワフル館
東予市周布697番1外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
有限会社イースト開発
東予市三津屋東1番5
代表取締役 森川勝利
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ビッグ・エス
香川県高松市春日町1627番地1
代表取締役 大坂靖彦
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成17年3月30日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,700平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数
124台
- イ 駐輪場の収容台数
72台
- ウ 荷さばき施設の面積
225平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
21立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時45分から午後10時15分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成16年7月29日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するととも

に、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1779号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年 8月20日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更しようとする事項 | 変更前 | 変更後 | 変更する年月日 | 届出年月日 |
|------------|-------------|---------------|----------|---------|------------|------------|
| パルティ・フジ松江 | 松山市松江町5番3外 | 駐車場の位置 | 店舗南西側別敷地 | 店舗西側別敷地 | 平成16年7月27日 | 平成16年7月14日 |
| | | 駐車場の自動車の出入口の数 | 6ヶ所 | 7ヶ所 | | |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1780号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成16年 8月20日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

| 実施者 | 地域 | 調査期間 | 成果の名称 |
|------|------------|------------------|---------------|
| 宇和島市 | 大字平浦、小池、小浜 | 平成13年度から平成15年度まで | 宇和島市の地籍図及び地籍簿 |
| 松前町 | 大字恵久美 | 平成14年度から平成15年度まで | 松前町の地籍図及び地籍簿 |

2 認証年月日

平成16年 8月20日

○愛媛県告示第1781号

西予市三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・有太

刀地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 8月20日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・有太刀地区）計画書の写し
- (2) 西予市三瓶町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成16年 8月23日から 9月17日まで

3 縦覧場所

西予市役所

○愛媛県告示第1782号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
 上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
 水源のかん養
- (3) 解除の理由
 林道用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所

- 上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
 公衆の保健
- (3) 解除の理由
 林道用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1783号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。
 平成16年 8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 許 可 番 号 | 許 可 年 月 日 | 商 号 又 は 名 称 | 代 表 者 氏 名 | 主 たる 営 業 所 の 所 在 地 | 取 消 年 月 日 | 取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類 | 取 消 し の 理 由 とな った 事 実 |
|---------------|-------------|-------------|-----------|--------------------|------------|------------------------------------|-----------------------|
| (般-14)第10718号 | 平成14年12月22日 | 西協建設(株) | 西岡 浩巳 | 松山市和気町1-430-4 | 平成16年7月5日 | 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 | 建設業の廃止(一部廃業) |
| (般特-13)第8348号 | 平成13年8月16日 | 新田建設(株) | 新田 俊二 | 松山市山西町672 | 平成16年7月7日 | 建築工事業 鋼構造物工事業 | 建設業の廃止(一部廃業) |
| (般-11)第14400号 | 平成11年12月3日 | 鎌倉タイル | 鎌倉 邦慶 | 四国中央市土居町津根2416-1 | 平成16年7月8日 | 左官工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 | 建設業の廃止(法人成り) |
| (般-15)第14212号 | 平成16年3月2日 | 箱崎開発(株) | 箱崎 敏信 | 松山市溝辺町820-1 | 平成16年7月12日 | 塗装工事業 | 建設業の廃止(一部廃業) |
| (般-14)第8263号 | 平成14年6月1日 | 幸田建設 | 幸田 寛 | 南宇和郡御荘町平城4174 | 平成16年7月15日 | 土工事業 とび・土工事業 管工事業 水道施設工事業 | 建設業の廃止(法人成り) |
| (般-14)第13720号 | 平成14年5月30日 | (有)佐々木建設 | 佐々木正勝 | 温泉郡重信町大字横河原1318 | 平成16年7月23日 | 建築工事業 | 建設業の廃止(一部廃業) |
| (般-11)第8635号 | 平成12年1月26日 | (株)住化物流西日本 | 谷内 増夫 | 新居浜市惣開町4-3 | 平成16年7月28日 | 電気工事業 消防施設工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-14)第14528号 | 平成14年11月28日 | (株)ビル・リフォーム | 大森 史朗 | 松山市竹原町1-7-1 | 平成16年8月5日 | 土工事業 | 建設業の廃止(一部廃業) |

○愛媛県告示第1784号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成16年 8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|--|-------|-----------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 広田双海線 | 伊予郡中山町大字佐礼谷6号435番1地先から 同大字6号435番4まで | 旧 | メートル 5.5~9.5 | キロメートル 0.081 | |
| | | | 新 | 8.4~15.5 | 0.081 | |

○愛媛県告示第1785号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成16年 8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|--|--------------|
| 県 道 | 広田双海線 | 伊予郡中山町大字佐礼谷 6 号435番 1 地先から 同大字 6 号435番 4 まで | 平成16年 8 月20日 |

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 8 月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 申請年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|---------------|------------------------|----------|-------------------------|---|
| 平成16年 8 月 6 日 | 特定非営利活動法人 NPO今治センター | 阿曾 沼 温 良 | 愛媛県今治市北日吉町二丁目 4 番21号 | この法人は、愛媛県内の住民及び、ボランティア活動・地域の活性化活動・市民活動の取り組む団体・個人及びハンディキャップを持った方々に対して、保健・福祉・介護サービス・地域の活性化・文化・芸術・スポーツ・環境の保全・防災・災害支援・交通安全・人権・国際交流・男女共同参画社会の促進・子どもの健全育成に関する事業及び特定非営利活動を行う他の団体の運営又は活動に関する連絡、協力に関する事業を行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。 |